

南島原市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この告示は、南島原市の所掌する事業に係る建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事とする。ただし、別表に定める工事については、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等及び構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価するものとする。

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（検査職員）及び監督を行う者（監督員、主任監督員及び担当課長）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事成績評定調書（様式第1号）及び工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表により、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。また、工事特性、創意工夫、社会性等に関しては、受注者は、工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況（様式第2号又は様式第2号の2）を提出できるものとし、提出があった場合は、これも考慮するものとする。

(評定の通知)

第6条 評定結果の通知は、南島原市建設工事成績評定点通知実施要領（平成25年南島原市告示第103号）の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成29年10月2日告示第93号）

この告示は、平成29年10月2日から施行する。

附 則（令和元年7月1日告示第9号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

評定を省略することができる工事

1	災害等の初期活動で、緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
2	機器の納品、部品取替等の工事
3	草刈り、剪(せん)定のみ工事
4	人力又は機械によって、海岸に漂着した一般廃棄物を収集し、運搬処分する海岸の機能回復工事
5	廃業等により工事請負業者が不在の場合の工事
6	その他、市長が認めた工事 (総務部管財契約課検査職員宛協議が必要)

備考 契約金額が500万円以上の工事の内、2の項から4の項までに掲げる工事にかかる金額を差し引いた残額が500万円未満の場合は、評価対象から除外する。